

## 厚生労働省が労働法令違反による送検企業名を HP で公表

### ◆全国の労働局の送検企業を一覧で公表

厚生労働省は5月上旬、長時間労働や賃金不払い、労災につながる安全配慮義務違反などの労働関係法令に違反した疑いで書類送検した企業名を、同省ホームページ（HP）に掲載しました。

掲載されたのは334件で、全国の労働局が昨年10月以降に書類送検した企業・事業所名、所在地、公表日、違反した法律、事案概要などを県別に並べたものです。

各労働局の発表内容を一覧表にまとめて公表したのは初めてのことです。

### ◆安衛法違反の事例が最多

公表されたリストの内訳をみると、企業が安全対策を怠った労働安全衛生法違反が209件で最も多く、次いで賃金未払いなど最低賃金法違反が62件、違法な長時間労働をさせるなどした労働基準法違反が60件、労働者派遣法違反19件などとなっています。

労働基準法違反では、女性社員が過労自殺した電通や、社員に違法な残業をさせた疑いで書類送検されたパナソニック、労災事故を報告しなかった疑いで書類送検された日本郵便などの大企業も含まれています。

また、他にも三六協定で定めた時間を超える違法な残業をさせた疑いで、印刷会社や運送会社などが書類送検されています。

同じ会社が複数回書類送検されたケースもあり、地域別では最も多かったのが愛知労働局の28件、次いで大阪労働局の20件、福岡労働局の19件となっています。

### ◆一覧は毎月公表、掲載期間は1年

厚生労働省は各労働局に対し、企業を書類送検したら公表するよう通達していますが、これまでは報道機関に資料を配布するだけの労働局が大半で、企業名をHPで公表する労働局は大阪や岩手など7局だけでした。

今回の公表は、昨年末に発表した「『過労死等ゼロ』緊急対策」の一環で、同省は「一覧表にすることで社会に警鐘を鳴らす狙いがある」としています。

なお、今後は月に一度内容を更新する方針とのことであり、公表期間は書類送検した日から約1年ですが、期間中に違法状態を改善した企業名はホームページから削除されるそうです。



## 中途採用者の確定拠出年金の取扱いで注意したいこと

### ◆「iDeCo」の加入者が急増中

確定拠出年金の加入者数は、会社が社員を加入させる「企業型」が 500 万人超となる一方、自営業者等が加入する「個人型」は 2016 年 3 月末時点で 26 万人弱（25.7 万人）しかいませんでした。

ところが、今年 1 月より確定拠出年金法が改正され、20 歳から 60 歳までの人はほぼ全員が「個人型」（以下、「iDeCo」）に加入できるようになって以降、急速に加入者数が増えています。

2017 年 3 月末時点の iDeCo 加入者数は 43.0 万ですが、2014 年 3 月末が 18.3 万人、2015 年 3 月末が 21.2 万人、2016 年 3 月末が 25.7 万人だったことを考えると驚異的な伸びとなっています。

### ◆会社員等の新規加入も増加

厚生労働省が毎月公表している「確定拠出年金の施行状況」で、厚生年金や共済年金に加入する第 2 号被保険者の iDeCo の新規加入者を見ても、1 月時点が 2 万 2,647 人（8,719 人）で、2 月時点が 4 万 3,694 人（2 万 3,268 人）、3 月時点が 4 万 7,532 人（2 万 372 人）、4 月時点が 5 万 2,487 人（1 万 6,939 人）と、増加傾向にあります（カッコ内は全体のうち共済組合員の数）。

### ◆確定拠出年金の「ほったらかし」問題も深刻化

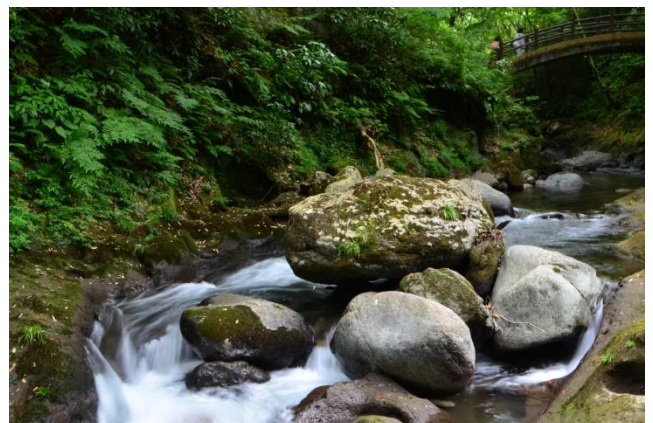
確定拠出年金は、加入者が離転職をしても次の勤務先等へ資産を持ち運べる「ポータビリティ」が魅力とされますが、離転職時には資産の保管先を移し換える手続きが必要です。

この手続きを行わない人が 55 万人超もいて、将来の受取りへの影響が懸念されています。

### ◆中途採用者には手続きの呼びかけを

企業型の加入者は、退職後 6 カ月以内に移換手続きを行わないと手数料だけが引かれ、資産が目減りしていきます。また、「ほったらかし」の期間は加入期間としてカウントされなくなるので、60 歳になっても受取りに必要な 10 年の加入期間を満たせなくなるおそれがあります。

iDeCo の加入者も、転職先が企業型を導入しているか否かにより異なる手続きが必要です。今後、中途採用者の中に確定拠出年金の加入者が増えることが予想されます。会社としては、社員の老後資産の確保のためにも、速やかに手続きを行うよう呼びかけることが望ましいでしょう。



## 7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] < 7月1日現在 >
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 < 1月～6月分 > [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] < 前月以降に採用した労働者がいる場合 >
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 [労働基準監督署] < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 < 年度更新 > [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 < 延納第1期分 > [郵便局または銀行]

### 18日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 < 6月30日の現況 > の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

### 31日

- 所得税予定納税額の納付 < 第1期分 > [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] < 休業4日未満、4月～6月分 >
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

平成29年7月1日 第164号 大羽労務管理事務所